

法学委員会分科会の設置について

分科会等名： 「新たな“規範的秩序”の生成」分科会

1	所属委員会名	法学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	グローバル時代にふさわしい社会秩序の形成、あるいは希少資源、気候変動、多発する武力紛争に対応する新たな「世界秩序」の形成が問題となっているが、多くの問題が伝統的な秩序観念では解決不能になっている。異なる文化の自己理解や伝統の世界で生起する国家を超える規範や制度が、その妥当性を問われる時代である。このような問いに応えるために、新たな“規範的秩序”の形成とその可能性について研究することを目的とする。 たとえば、ここでの“規範的秩序”とは、歴史的に構築され、かつ、「正統性のナラティブ」に基づく「正統性の秩序」として理解することが可能であろう。道徳、法、宗教のような様々な規範と価値が相互に密接に絡み合い、あるいはときには緊張関係にあるようなものである。このような「正統性の秩序」は、一定の規範によって正当化・正統化されるが、同時に、規範そのものを創出するといった動的なものである。 本来、法学のみではなく、政治学、経済学、哲学、歴史学、民族学あるいは社会学などとの学際的研究が求められるところであるが、さしあたり法学専門諸分野の専門際的な研究ができればと考える。
4	審議事項	各専門分野から、以下のテーマの審議が考えられる。 1) “規範的秩序”の構想 2) “規範的秩序”の歴史 3) “規範的秩序”の動態 4) “規範的秩序”の多元性
5	設置期間	時限設置 常設
6	備考	※新規設置